

## 履修方法等について

### 修士課程（博士前期課程）：

#### 1. 指導教員及び履修科目の決定

- (1) 自己の研究科目、研究テーマの選定に合わせて、修士論文作成等の指導を受ける指導教員が決定される。
- (2) 履修科目に関し、院生は専攻の開講科目の中から 30 単位以上を登録し、修得しなければならない。（特別研究を含む）
- (3) 履修科目の選択に際しては、指導教員の指示を受け、研究テーマに添って関連の科目を履修すること。特に指導教員の特別研究は必ず履修しなければならない。
- (4) 開設授業科目及び担当教員名は別表第 1、第 2、第 3 の通りである。

#### 2. 履修科目の登録

- (1) 履修登録は、所定の期日までに手続きを完了すること。
- (2) 履修登録完了後の変更、及び取り消しは、原則として認めない。
- (3) 一度単位を修得した同一教員による同一科目は、再度履修することが出来ない。

#### 3. 試験及び成績評価

- (1) 定期試験は、前期・後期においてそれぞれの科目について実施する。
- (2) 成績は、試験・論文・レポート・平常の成績を総合して行う。評価は、優・良・可・不可の 4 段階とし、100 点満点の得点を次のように区分する。  
優…100～80、良…79～70、可…69～60、不可…59 点以下。
- (3) 単位認定は各科目とも原則として、半期ごとに行う（ただし、シラバス履修条件に注意すること）。

#### 4. 修了要件

- (1)修了要件は、修士課程に2年以上在学し、所定の科目について30単位以上修得し、かつ、指導教員の指導を受けた上、修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格すること。
- (2)研究科において適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって前項の修士論文の審査に代えることができる。
- (3)特に優れた研究業績を上げた者の在学期間は、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- (4)第1学年は大学院で履修し、第2学年は所定の指導に従い学外で研修することが認められる場合がある。
- (5)修士課程の在学期間は、5年を越えてはならない。

#### 5. 専修免許状授与の所要資格

専修免許状を取得するには下記の基礎資格を有し、教科及び教職に関する科目の単位を取得すること。なお、平成30年度3月学部卒業者より適用する。

(教育職員免許法 別表第1)

免許状の種類	基礎資格	大学院における最低取得単位数
		教科及び教職に関する科目
幼稚園教諭専修免許状	幼稚園教諭一種免許状を有すること。	75
小学校教諭専修免許状	小学校教諭一種免許状を有すること。	83
中学校教諭専修免許状	中学校教諭一種免許状を有すること。	83
高等学校教諭専修免許状	高等学校教諭一種免許状を有すること。	83

#### 6. 修士論文について

1. 学位論文(修士)を提出しうる期間は、所定の単位を修得した日から5年以内とする。
2. 学位論文(修士)は審査・保存用に5部作成し指導教員を通じて提出する。

#### 7. 修士論文の提出日程および注意事項

**修士論文題目提出** : 1年次10月末日

特に様式は指定しないが、研究題目、目的および方法をA4版ワープロ横書き2000字(2枚)程度で記述し、指導教員の署名捺印を得て教務課に提出する。

修了予定年度に論文を提出しないものはその旨明記し、指導教員の署名捺印を得て教務課に提出すること。

**中間発表会** : 1年次2月中旬

レジュメを用意し、研究進展状況を報告する。

**仮審査用論文提出** : 2年次10月末日

コピー3部提出(製本の必要なし)

P26の様式を参照しながら作成すること。

**修士論文提出** : 2年次1月15日10時~16時(15日が日祝日の場合は翌日とする)

本論4部(正本1部、副本3部)を本学所定の方法で製本し、教務課に提出する。

期限厳守(期限を越えて提出したものは受け付けない)。

P26の様式を参照しながら作成すること。

**修士論文発表会** : 2年次2月中旬

発表時間は質疑応答を含め一人20分。レジュメを用意する。

※日時等の詳細は、論文指導教員及び教務課より追って連絡する。

## 博士後期課程：

### 1. 履修方法

- (1)入学時には論文指導教員が決定されるので、その教員のもとで、研究を進める。研究内容は前期課程に準じ、修了後に課程博士の学位申請ができるよう、指導教員が研究および論文の指導を行なう。
- (2)本課程在学中に、指導教員の指導のもと、学会発表、学術誌論文の執筆などを行なう。
- (3)学会発表、学術誌投稿論文を含む研究成果を博士論文として仕上げる。  
なお、社会人を対象とした場合などでは、本課程においても、柔軟な教育・研究指導の実施に配慮している。
- (4)博士論文の様式は、修士論文に準ずる。P26の様式を参照すること。

### 2. 注意事項

- (1)博士後期課程の在学期間は、6年を越えてはならない。
- (2)学位論文（博士）を提出しうる期間は、博士課程において所定の単位を修得した日から7年以内とする。
- (3)学位授与後出版の手続きを行い、保存用として出版物を3部提出する。
- (4)論文提出時に審査料20万円を納入すること。
- (5)博士後期課程において3年以上在学し、博士の学位取得の条件のうち博士論文を除き所定の研究課程を修了した者に対しては別記の証明書を授与する。

### 3. 博士論文提出について

#### 論文受理の要件

- (1)申請資格
  - ・本学大学院博士課程を終了した者及び修了見込みの者。
  - ・終了後の有効期間については「芦屋大学学位規程」に示すとおり。
- (2)研究業績
  - ・申請論文に関連した十分な研究業績を持つこと。
- (3)公開発表等
  - ・論文審査に当該論文の公開発表の評価を加える。
  - ・審査委員会は、大学院委員会の同意を得て、公開発表の方法等を決定する。

#### 申請の手順

- (1)書類審査
  - ・学位申請希望者は、指導教員を通して、下記の書類を芦屋大学大学院委員会へ提出すること。
  - ①研究業績書 ②申請論文の概要 3部 ③審査論文 3部
  - ・申請時期：7月末と12月末の2回とする。
- (2)審査
  - ・審査委員会を設けて審査する。
  - ・9月末と2月末にそれぞれ結果を通知する。
  - ・審査初期において再申請が必要と判断した時は、速やかに申請者に通知する。
- (3)学位の授与
- (4)学位論文の公表
  - ・博士の学位を受けた者は、学位論文の出版など所定の手続きをすること。
  - なお、詳細については芦屋大学学位規程及び芦屋大学大学院内規程集を参照されたい。